

(常務機関)

委員長 姓名、 幹事 姓名、 書記 姓名、

婦人委員会が選挙の爲めに全国大會と同じ機会に婦人大會を開くべきであるが、現在の状態の下では、経費其他の関係より不可能であるから、故に各地方評議會から次の様な比率で選任された代表者を以て之にかへる、
例へば

関東五、大阪四、中部二、神戸一、京都一、北海道一、中國一、
そして委員会は、一ヶ年に三回位は召集し、猶ほ全国大會の前後に該大委員会を開催する。

反對論の主張

婦人に属する特別なる政策は賛成論者の如く婦人部又は婦人委員会の様な、他の専門部と遊離した特別な機関に於て、爲すべきでなく、現在の班務部、教育部等の内部に於て、特別な政策を立て、遂行した方が、婦人部に於て爲すよりも、より、一層有利な活動が出来る。

特別の機関を設けることは、階級的組織の中に性別的意識を植え付けるといふ弊害を伴ふものである。

且つ、婦人の特別な事情は、労働組合の職分内では差程重大ではない。(例へば産前産後の手当要求等の生理上の理由に基く、二三の特別な問題)。従つて、婦人労働者の組織と教育とに要する、特別な注意特殊な方法、活動は、その分量に於て、その重要さに於て比較的僅少である。

故に、これは特別な機関を持つまでもなく、組織部と教育部とによりて、充分に遂行し得る。
又斯くすることゝ特別な機関を持つよりも、より効果的であり得る依つて婦人部の必要なし。